

## 岡崎市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金事務取扱要領

(住宅用太陽光発電システム、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム、家庭用エネルギー管理システム(HEMS)、定置用リチウムイオン蓄電システム、電気自動車等充給電システム)、断熱窓、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH))

平成21年4月1日施行  
平成22年4月1日施行  
平成23年4月1日施行  
平成24年4月1日施行  
平成24年5月21日施行  
平成25年4月1日施行  
平成26年4月1日施行  
平成27年4月1日施行  
平成28年4月1日施行  
平成29年4月1日施行  
平成30年4月1日施行  
平成31年4月1日施行

岡崎市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付規程(以下「規程」という。)に基づく補助金交付に関する事務について、必要な事項を次のとおり定める。

### 第1 補助対象者(規程第4条関係)

「併用住宅」とは、申請者が住民登録しており(新築の場合は住民登録予定であること)、居住するための要件を備えている併用住宅のことをいう。

### 第2 補助金の額等(規程第5条関係)

- 1 「公称最大出力」とは、一般財団法人電気安全環境研究所のP V m認証製品リスト又はこれと同等の認証機関のリストに記載された型式ごとの公称最大出力とする。
- 2 「家庭用エネルギー管理システム(HEMS)と合わせて定置用リチウムイオン蓄電システム、電気自動車等充給電システム又は断熱窓のいずれかを同時に設置した場合」とは、これらの組合せによる補助金申請を同時に行うことをいう。

### 第3 補助金の交付申請(規程第6条関係)

- 1 「交付申請書」とは、様式第1号のとおりとし、「市費補助金等の交付に必

要と認める書類」とは、次に掲げるものとする。

- (1) 対象設備を設置しようとする住宅の所在地を示したもの
- (2) 設置工事着手前の設置予定場所の写真であって次のいずれかのもの
  - ア 既築戸建住宅に対象設備を設置する場合は、設置予定の住宅に交付申請時において、太陽光発電システムは太陽電池モジュール、燃料電池システムは燃料電池ユニット及び貯湯ユニット、家庭用エネルギー管理システムはシステム本体、定置用リチウムイオン蓄電システムは蓄電システム本体、電気自動車等充給電システムはシステム本体が設置されていないことが確認できるもの
  - イ 既築戸建住宅に対象設備を増設する場合は、増設予定部分が確認できるもの
  - ウ 新築戸建住宅に対象設備を設置する場合は、設置予定の住宅に交付申請時において、太陽光発電システムは太陽電池モジュール、燃料電池システムは燃料電池ユニット及び貯湯ユニット、家庭用エネルギー管理システムはシステム本体、定置用リチウムイオン蓄電システムは蓄電システム本体、電気自動車等充給電システムはシステム本体が設置されていないことが確認できるものであるか、交付申請時において設置予定の住宅の対象設備設置予定部分が施工されていないならば、施工中の状態又は敷地が確認できるもの
  - エ 断熱窓については、改修前における改修部分及びその外壁面全体が確認できるもの
  - オ ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)については、既築戸建住宅の場合は建物全景、新築戸建住宅の場合は敷地全体が確認できるもの
- (3) 対象設備設置に係る工事請負契約書の写し(対象設備の費用及びその工事費が示されていること)。ただし、家庭用エネルギー管理システム、定置用リチウムイオン蓄電システム及び電気自動車等充給電システムは、工事請負契約書の写しに代えて見積書の写しとすることができる。
- (4) 太陽電池モジュールについて、一般財団法人電気安全環境研究所(以下「JET」という。)の太陽光モジュール認証を受けたもの以外であるときは、その認証が確認できるもの
- (5) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)については、国が実施するZEH支援事業における補助金の交付決定通知の写し
- (6) 断熱窓については、次に掲げるもの
  - ア 住宅全体の平面図に改修部分の位置を示したもの
  - イ 改修部分における改修後の熱貫流率を示したもの
- (7) 岡崎市税の完納が証明されている納税証明書又は非課税証明書(納税証

明書の交付を受けることができない者は、納税証明書不添付理由書)

(8) その他市長が必要と認める書類(交付申請書の記載内容及び添付書類のみでは交付決定に係る審査が困難な場合に提出を求める書類のことをいう。)

2 「1世帯について1基に限り」とは、既設の設備を増設する場合には、既設の設備がこの規程及び廃止された岡崎市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付規程に基づき補助を受けた対象設備である場合は認められないことをいう。

3 交付申請書の受付は、当該会計年度の予算の範囲内において先着順に行うものとし、予算の範囲を超えるときは先着順に補欠番号を付して、様式第2号により申請者に通知するものとする。

4 交付申請書は、市役所の就業時間内に環境政策課窓口へ直接持参する方法により提出するものとし、これ以外の方法による提出はできないものとする。

5 規程第6条第4項に定める同時申請とは、当該年度中に行う申請をいう。

#### 第4 補助金の交付決定(規程第7条関係)

1 補助金の交付の決定をした場合の通知は、様式第3号により行うものとする。

2 補欠番号を付された者(以下「補欠者」という。)に対する補助金の交付決定は、当該会計年度の予算残額が生じた時点で補欠番号順に行うものとする。

3 補欠者の申請受付件数は30件程度とする。

#### 第5 設置工事の着手

1 補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、決定日以降から対象設備の設置工事に着手できるものとする。

2 補欠者は、様式第2号による通知日以降から対象設備の設置工事に着手できるものとする。

3 工事の着手とは、補助対象経費の対象となる設備の設置工事の開始をいう。

#### 第6 補助事業の変更及び取下げ(規程第8条関係)

1 「岡崎市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助事業変更等申請書」(以下「変更等申請書」という。)とは様式第4号のとおりとする。

2 変更等申請書の内容を承認する場合は、様式第6号により交付決定者に通知するものとし、補助額の減額を伴う場合は、同時に様式第7号による通知を行うものとする。

#### 第7 地位の承継(規程第9条関係)

1 承継者は申請人の配偶者、親、子のいずれかとする。

2 「地位承継申請書」とは、様式第13号のとおりとする。

3 地位承継申請書の内容を承認する場合は、様式第14号により承継者に通知するものとする。

第8 補助事業の実績報告(規程第10条関係)

1 「実績報告書」とは、様式第8号のとおりとし、実績報告書に添付する「市長が必要と認める書類」とは、次に掲げるものとする。

(1) 対象設備の設置状態が確認できる写真であって次の表に掲げるものとする。ただし、すべてカラー写真とし、デジタル画像をカラー印刷したもので可とするが、インスタント写真は認めない。

次の表において、太陽光発電システムは「太陽光」、燃料電池システムは「燃料電池」、家庭用エネルギー管理システムは「H E M S」、定置用リチウムイオン蓄電システムは「蓄電池」、電気自動車等充給電システムは「V 2 H」、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスは「Z E H」という。

	太陽光	燃料電池	H E M S	蓄電池	V 2 H	断熱窓	Z E H
対象設備設置後の住宅等の全景(交付申請時の住宅等と同一であると判断できること)	○	○			○	○	○
太陽電池モジュール及びインバータ・保護装置の設置状態	○						
燃料電池ユニット及び、貯湯ユニットの設置状態		○					
燃料電池ユニットに添付されている銘板(定格出力が確認できること)		○					
本体(設置壁面等、本体周辺が確認できること)			○				
端末モニター等でシステムが起動していることが確認できるもの			○				
本体				○	○		
本体に添付されている銘板(製造番号及び蓄電容量が確認できることとし、銘板にて確認できない場合は確認できるものを添付すること)				○			
改修部分及びその外壁面全体						○	

(2) 太陽光発電システムについては、次に掲げるもの

ア 太陽電池モジュールの配置図(発行者名、補助金申請者名及びモジュールの型式と出力が記載されていること)

イ 設置した太陽光モジュールの出力対比表又はこれに準ずるもの。ただし、太陽電池モジュール製造メーカー発行のもの以外の場合は、様式第9号に申請者名・型式名・製造番号・測定出力等の記載のある製造番号票を添付したものに替えることができる。

ウ 電力事業者との太陽光契約に関する通知の写し(設置者名、発電設備の設置場所及び系統連系・受給開始日が記載されていること)

(3) 対象設備設置費に係る領収書の写し又は施工業者等が作成した領収証明書

(4) 対象設備の保証書の写し(太陽光発電システム、断熱窓及びネット・ゼロ・エネルギー・ハウスを除く)

(5) 製造事業者等が発行する施工部分の熱貫流率を記載した出荷証明書の写し又はこれに準ずるもの(断熱窓に限る)

(6) 国が実施するZEH支援事業における補助金の確定通知書の写し(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスに限る)

(7) 住民票の写し(住定日が記載されたものであり、3か月以内に発行されたものに限る。)

(8) その他市長が必要と認める書類(実績報告書の記載内容及び添付書類のみでは補助金交付額の確定に係る審査が困難な場合に提出を求める書類のことをいう。)

2 「完了日」とは、次の各号のいずれか遅い期日とする。

(1) 対象設備の設置工事が完了した日(電力事業者との系統連系を要する場合は、系統連系・受給開始日をもって設置工事完了日とする。)

(2) 対象設備設置費に係る支払いが完了した日

3 実績報告書の精算額は、交付の決定を受けた市費補助金等の額を超えることができないものとする。

4 補欠者が補助金の交付決定を受けたときに、事業の完了日を経過している場合は、その交付決定のあった日を「完了日」とする。

5 対象設備を設置する住宅に交付決定者の住民登録がない場合は、実績報告ができないものとする。

## 第9 補助金交付額の確定

補助金交付額の確定をした場合の通知は、様式第10号により行うものとする。

## 第10 補助金の請求

補助金交付額の確定の通知を受けた者が、補助金の請求を行う場合は、所定の請求書を提出するものとする。

## 第11 財産処分承認申請(規程第11条関係)

財産処分承認申請書とは様式第11号のとおりとし、市長がその内容を承認する場合には、様式第12号により通知するものとする。